

道路特定財源確保に関する意見書

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済、社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高齢化や少子化が進展している中で、21世紀の社会基盤を計画的に充実させるためにも、道路整備をより一層推進することが重要である。

特に地方においては、道路整備がいまだに十分でないことから、活力ある地域づくりや豊かな暮らしづくりを支援し、地域振興を図るためにも、また、防災及び緊急救急医療体制を整備する上でも、高規格幹線道路から生活道路に至る道路網の整備が課題となっている。

とりわけ、本市の発展に欠くことのできない国道20号四車線化事業、都市計画道路和戸町・竜王線（JR竜王駅前）拡幅事業及び竜王駅周辺整備事業等の道路整備は急務である。

政府は、平成17年12月に「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を決定し、道路特定財源の暫定税率を維持した上で一般財源化を図ろうとしている。

しかしながら、道路整備を緊急かつ計画的、効率的に行うためには、道路特定財源の確保は必要不可欠である。

よって、国におかれては、活力ある地域ネットワークを構築し、国土の均衡ある発展を実現するため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路特定財源については、受益者負担の原則にのっとり、一般財源化することなく、すべての国民の期待する道路整備に充てること。
- 2 活力ある地域づくりや都市づくりの推進を図るとともに、渋滞対策、交通安全対策等安全で快適な生活環境づくりを図るため、道路整備を一層拡大促進すること。
- 3 地方の道路整備の財源については、引き続き国が責任を持ち、地方の裁量を高めながら所要額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年10月 6日

山梨県甲斐市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 国土交通大臣
財務大臣